

感染症対策指針

1. 目的

本指針は、児童福祉法および感染症法等に基づき、当事業所における感染症の発生・拡大を予防し、安全を確保することを目的とする。

2. 対象となる感染症

- ・新型コロナウイルス感染症
- ・インフルエンザ
- ・ノロウイルス、ロタウイルス
- ・溶連菌感染症
- ・RS ウイルス
- ・手足口病
- ・ヘルパンギーナ
- ・その他、保健所の指導による感染症

3. 基本方針

1. 衛生環境の維持
2. 職員・児童の健康管理
3. 感染発生時の迅速な対応
4. 保護者への適切な情報提供

4. 感染予防策

【職員】

- ・検温・体調確認
- ・不調時は勤務調整

【児童】

- ・視診・検温

- ・発熱・嘔吐・下痢時は利用控え

【環境】

- ・手洗い・消毒
- ・換気
- ・玩具・設備の消毒

5. 感染症発生時

【疑い】

- ・別室待機
- ・保護者へ連絡
- ・物品消毒

【確定】

- ・保健所へ必要に応じ報告
- ・消毒・利用調整
- ・情報提供（個人情報配慮）

6. 保護者への依頼

- ・登所前の検温
- ・体調不良時の利用控え
- ・感染症発生時の迅速連絡

7. 職員研修

- ・年1回以上の感染症対策研修
- ・記録を保存

8. 記録・報告

- ・感染症発生時の記録
- ・自治体への報告

9. 感染症等発生及び防止のための委員会

- ・委員長・・・辻直也
- ・メンバー・・・船津瞳、中川慧（ライト・アップ所属）
星田雄基、小浦美希（ライト・アップⅡ所属）

9. 見直し

- ・必要時に指針を更新